

## 第6章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の基本的事項

#### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である「第4次木曾地域振興構想」（平成30年3月）の将来像「自然・人・地域がつながる ふるさとづくり～活力ある木曾の山里暮らし～」を土台とし、充実した暮らしのための基盤整備に資するほか、より高度な循環型社会の形成を目指すことで、産業の活力ある地域づくりや、連携と交流によるゆたかな地域づくりに資することを目指し、次のように設定する。

##### 基本理念

**自然・人・地域がつながるふるさと  
～さらなる資源循環型地域へ～**

#### 2. 基本方針

基本理念に基づき、より高度な循環型社会の形成を目指す上で、現状と課題を踏まえ、基本方針を次のように設定する。

##### 基本方針

- ◆ 住民、事業者、行政による3Rの推進
- ◆ 持続性のある資源の循環利用システムの構築
- ◆ 環境負荷が少なく効率的な施設整備と運営

#### 3. 計画区域

計画区域は、本広域を構成する6町村（木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村）全域とする。

#### 4. 計画目標年次

計画の起点は平成23年度とし、計画目標年次は計画起点から15年後の令和8年度としている。また、中間目標年次として、平成28年度及び令和3年度を設定している。

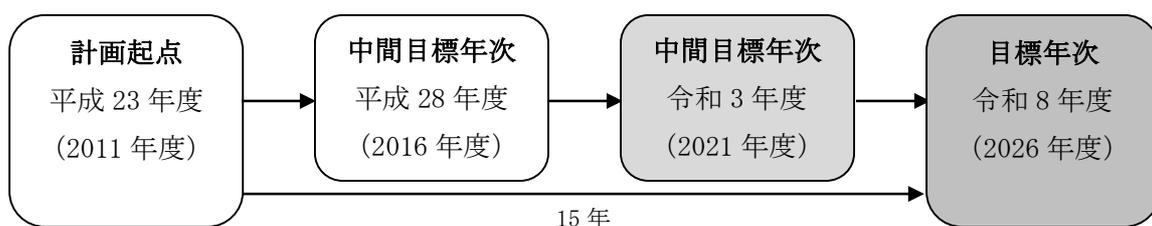


図 6.1.1 計画目標年次

## 第2節 数値目標

### 1. 全体の目標

令和8年度における本広域のごみの減量化の目標は、ごみ排出総量の原単位を平成21年度から24%減となる、686g/人・日、資源化の目標は、リサイクル率を平成21年度から15ポイントの増加となる、41%とし、数値目標の達成を目指してきた。しかし、当初の見込み程減量化が進まず、リサイクル率も伸びていないため、現在掲げている数値目標の達成が非常に困難な状況であることから、数値目標の見直しを行った。

本広域のごみ減量化の目標は、令和8年度までに、ごみ排出総量の原単位を平成21年度から7%減となる、843g/人・日とする。また、資源化の目標としては、令和8年度までに、リサイクル率を平成21年度から7ポイントの増加となる、33%とする。

**減量化目標：ごみ排出原単位** (1人1日当たりごみ排出量) **843g/人・日**  
**(可燃ごみ量 4,610t/年)**  
**資源化目標：リサイクル率 33%**

表 6.2.1 広域連合の目標値

指 標	基準年度	現 況	推 計		目 標	
	平成 21年度	令和 3年度	令和 8年度	平成 21年度比	令和 8年度	平成 21年度比
ごみ排出原単位 (g/人・日)	906	854	845	6.8%減	<b>843</b>	<b>7%減</b>
ごみ総排出量 (t/年)	10,468	7,980	7,099	32.2%減	<b>7,015</b>	<b>33%減</b>
可燃ごみ量 (t/年)	7,317	5,251	4,681	36.0%減	<b>4,548</b>	<b>38%減</b>
リサイクル率	26%	32%	32%	6ポイント増	<b>33%</b>	<b>7ポイント増</b>

## 2. 町村別の目標値の内訳

本広域のごみ減量化の町村別の目標値の内訳を表 6.2.2 に示す。また、目標の各指標の推計値と目標値との比較を図 6.2.1～図 6.2.3 に示す。

ごみ排出原単位や事業所からの事業系ごみの状況など、現状で町村によって状況が異なっているため、各町村の目標値を設定し、その積み上げを本広域の目標値としている。

本広域及び各町村の目標に対する取組みにより、目標値の達成を目指す。

表 6.2.2 町村別の目標値の内訳

町 村	指 標	単 位	基 準 年 度	現 況	推 計	目 標	
			平成 21 年度	令和 3 年度	令和 8 年度	令和 8 年度	平成 21 年度比等
木曽町	ごみ排出原単位	g/人・日	980	957	957	<b>951</b>	ごみ排出原単位 <b>3%減</b>
	ごみ総排出量	t/年	4,648	3,658	3,300	3,251	
	可燃ごみ量	t/年	3,660	2,775	2,503	2,432	リサイクル率 <b>23%</b>
	リサイクル率	%	17	22	22	<b>23</b>	
上松町	ごみ排出原単位	g/人・日	899	806	771	<b>764</b>	ごみ排出原単位 <b>15%減</b>
	ごみ総排出量	t/年	1,756	1,230	1,041	1,031	
	可燃ごみ量	t/年	1,022	689	583	567	リサイクル率 <b>43%</b>
	リサイクル率	%	38	42	42	<b>43</b>	
南木曽町	ごみ排出原単位	g/人・日	763	757	739	732	リサイクル率 <b>48%</b>
	ごみ総排出量	t/年	1,370	1,100	972	963	
	可燃ごみ量	t/年	850	563	497	483	
	リサイクル率	%	35	47	47	<b>48</b>	
木祖村	ごみ排出原単位	g/人・日	757	678	673	666	リサイクル率 <b>36%</b>
	ごみ総排出量	t/年	881	675	608	603	
	可燃ごみ量	t/年	553	424	382	371	
	リサイクル率	%	33	35	35	<b>36</b>	
王滝村	ごみ排出原単位	g/人・日	984	935	911	905	リサイクル率 <b>32%</b>
	ごみ総排出量	t/年	349	245	209	206	
	可燃ごみ量	t/年	270	161	136	133	
	リサイクル率	%	19	31	31	<b>32</b>	
大桑村	ごみ排出原単位	g/人・日	948	837	837	<b>834</b>	ごみ排出原単位 <b>12%減</b>
	ごみ総排出量	t/年	1,463	1,071	970	961	
	可燃ごみ量	t/年	962	640	580	563	リサイクル率 <b>39%</b>
	リサイクル率	%	31	38	38	<b>39</b>	

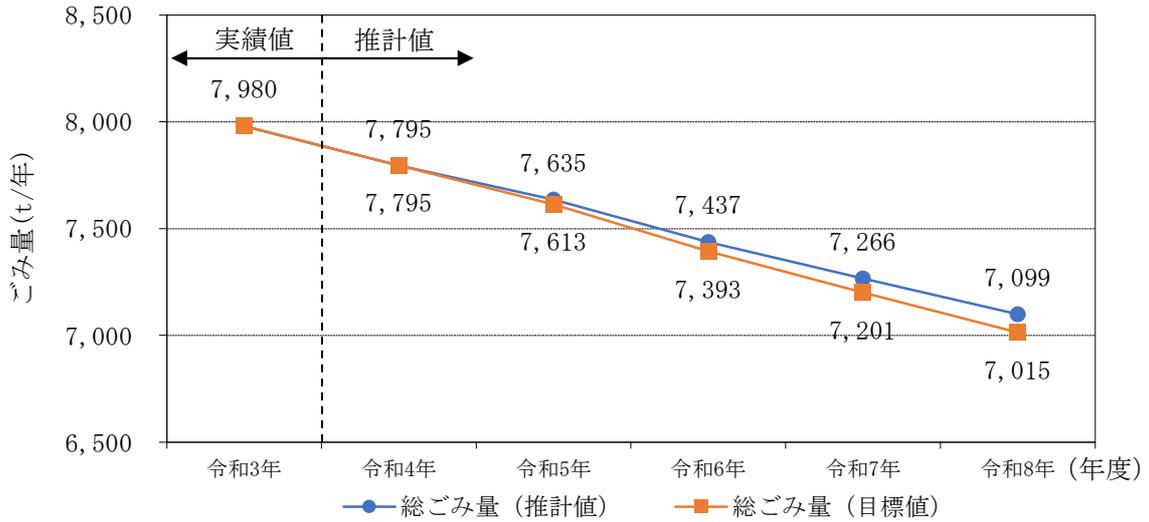


図 6.2.1 ごみ総排出量の推計値と目標値との比較

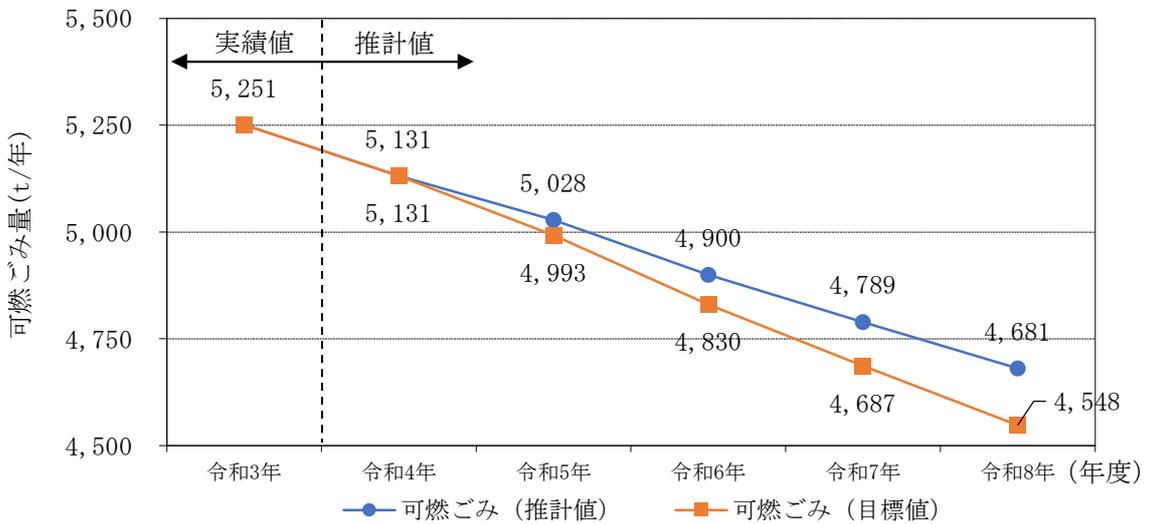


図 6.2.2 可燃ごみ量の推計値と目標値との比較

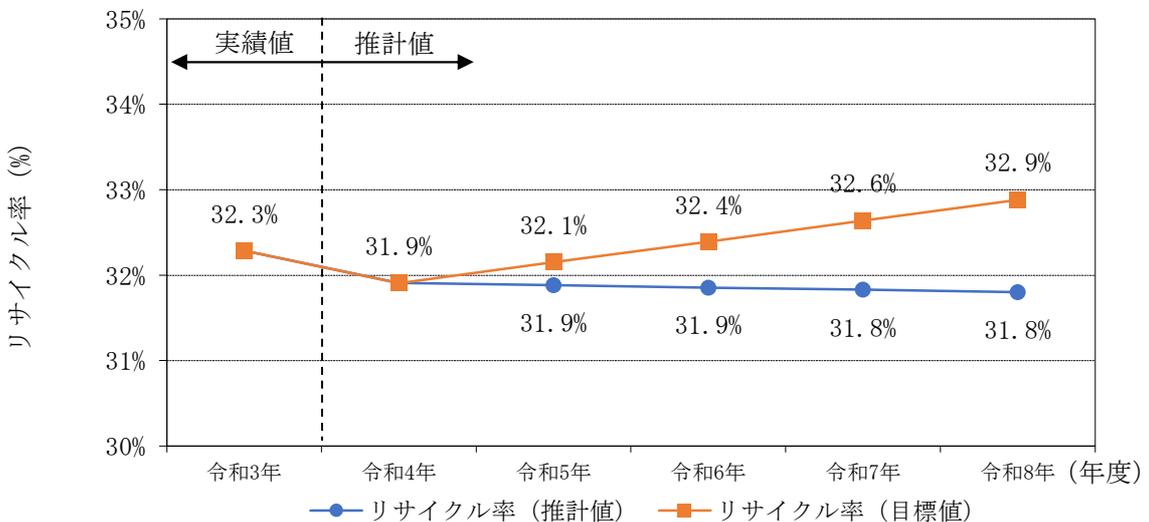


図 6.2.3 リサイクル率の推計値と目標値との比較

### 3. 温室効果ガスの削減

目標達成時におけるごみ焼却処理に伴う温室効果ガス排出量を表6.2.3及び図6.2.4に示す。

可燃ごみの量やプラスチックごみの焼却量の減少によって、温室効果ガスの排出量を削減することができる。目標達成時には、温室効果ガスの排出量は令和8年度には令和3年度よりも502t少ない、13.7%の削減となると推計される。

表 6.2.3 目標達成時の温室効果ガス排出量

年 度	ごみ排出量予測値			ごみ排出量目標達成時		
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	令和3年度 からの削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	令和3年度 比削減率 (%)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	令和3年度 からの削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	令和3年度 比削減率 (%)
令和3年度	3,677	—	—	3,677	—	—
令和4年度	3,485	-192	-5.2%	3,485	-192	-5.2%
令和5年度	3,431	-246	-6.7%	3,410	-267	-7.3%
令和6年度	3,362	-315	-8.6%	3,324	-353	-9.6%
令和7年度	3,305	-372	-10.1%	3,248	-429	-11.7%
令和8年度	3,248	-429	-11.7%	3,175	-502	-13.7%

注) 焼却処理に伴って発生する温室効果ガスの排出量

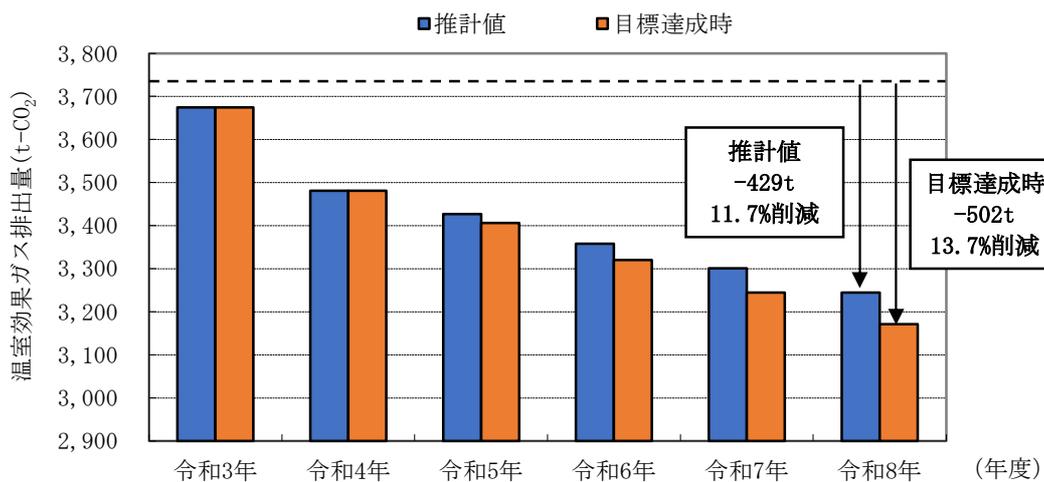


図 6.2.4 目標達成時の温室効果ガス排出量の削減効果

### 第3節 排出抑制、再生利用に関する計画

#### 1. 資源物の分別収集の継続

平成22年度より実施している本広域統一の分別区分により、今後も分別方式の定着、徹底を図りつつ、資源物の分別収集を継続して行う。

#### 2. 収集ごみの有料制度の継続

平成22年度に改定した本広域統一の処理手数料により、今後も有料制度を継続して運用していく。手数料は、排出量、処理費用等の状況を加味しつつ、適正な料金となるよう改定も視野に入れて運用する。

#### 3. 生ごみの減量化、資源化の拡大

食品ロスの削減の啓発に努めるとともに、どうしても発生してしまう生ごみについては、資源物としての分別の徹底や、自家での堆肥化を促進しつつ、各町村、住民、処理業者等と連携して生ごみの減量化、資源化の拡大を進める。

#### 4. 資源化可能な紙ごみの資源化の推進

資源化可能な紙ごみが可燃ごみに混入していることから、住民及び事業者に対する分別排出方法の周知等により、「雑紙」の分別、資源化の徹底を推進する。

#### 5. プラスチックごみの減量化、資源化の拡大

レジ袋や使い捨てプラスチック製品の削減に向けたライフスタイルの見直しや容器包装プラスチックの分別の徹底を呼び掛けるとともに、廃棄されたプラスチック使用製品の分別収集及び集められたプラスチック使用製品の資源化方法について検討を進める。

#### 6. 事業系ごみの減量化、資源化

事業者に対する啓発等により、事業系ごみの減量化、資源化を推進する。事業者による資源化可能な紙類のクリーンセンターへの搬入制限も視野にいれ、推進策を検討する。

## 第4節 中間処理計画

### 1. 中間処理計画

当面は、既存の廃棄物処理施設による処理を継続する。定期的な設備の点検、補修により、適切な処理を維持する。

### 2. ごみ処理施設

#### 1) 焼却施設の維持管理

焼却施設を維持するため、必要な補修等を実施しつつ、運転を行っていく。補修等は、精密機能検査結果より作成した延命化計画及び施設保全計画等に基づいて実施する。

#### 2) 処理対象物

処理対象物は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び不燃ごみ処理施設で発生する可燃性残渣とする。

#### 3) 処理対象物の量

推計される処理対象物の量を、表 6.4.1 に示す。

表 6.4.1 処理対象物の量

単位：t/年

年度		実績値	推計値				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
処理対象物 (可燃 + 可燃性粗大 + 可燃性残渣)	推計値	5,285	5,162	5,058	4,929	4,817	4,709
	目標達成時		5,162	5,022	4,859	4,715	4,576

### 3. リサイクル施設

#### 1) リサイクル施設のあり方の検討

現在稼働中の木曽クリーンセンター不燃ごみ処理施設については、建屋や設備の老朽化が進行していることから、施設の大規模改修と施設の更新との両面から検討を進める。

また、プラスチック資源循環法が施行となり、プラスチックに係る資源循環の促進を図る必要があるため、プラスチック使用製品の資源化方法についてもあわせて検討を進める。

#### 2) 現リサイクル施設の維持管理

不燃ごみ処理施設の大規模改修後または新リサイクル施設の稼働までは、現施設による処理を継続して行う。

#### 3) 処理対象物

処理対象物を、表 6.4.2 に示す。

表 6.4.2 リサイクル施設の処理対象物及び処理内容

施設名称	処理対象物	処理内容
木曽クリーンセンター 不燃ごみ処理施設	不燃ごみ (金物類)	破碎後、鉄類、アルミ類、不燃残渣（埋立対象物）及び可燃残渣に選別
	不燃ごみ (不燃ガラス類)	(鉄類、アルミ類は業者に委託して資源化) (埋立対象物は最終処分場で埋立処分)
	不燃粗大ごみ	(可燃残渣はクリーンセンターで焼却処理)

4) 処理対象物の量

推計される処理対象物の量を、表 6.4.3 に示す。

表 6.4.3 リサイクル施設の処理対象物量

単位：t/年

年度		実績値	推計値				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
不燃ごみ	推計値	386	349	341	332	325	317
	目標達成時		349	341	332	325	317
不燃性 粗大ごみ	推計値	71	69	68	66	65	63
	目標達成時		69	68	66	65	63

## 第5節 最終処分計画

現在の木曾クリーンセンター最終処分場の残余年数は30年程度であり、今後の排出抑制や資源化によりさらに伸びるものと見込まれることから、ガラス、陶器類などの安定品目については現施設での処分を継続する。

焼却処理から出る焼却残渣等については、現状で本広域が処分可能な管理型最終処分場を持たないことから、本広域管外の民間業者への委託処分を行っており、焼却灰の一部については、資源化を行っている。当面の間、民間業者への委託処分及び焼却灰の資源化を継続する。

表 6.5.1 最終処分場の埋立対象物及び処理方法

施設名称	埋立対象物	処分方法
木曾クリーンセンター 最終処分場	破碎ごみ、処理残渣 (ガラス、陶器類)	安定品目の埋立処分を行う 中間覆土あり

第6節 広域ごみ処理体制の整備計画

本広域のごみ処理体制を図6.6.1に示す。

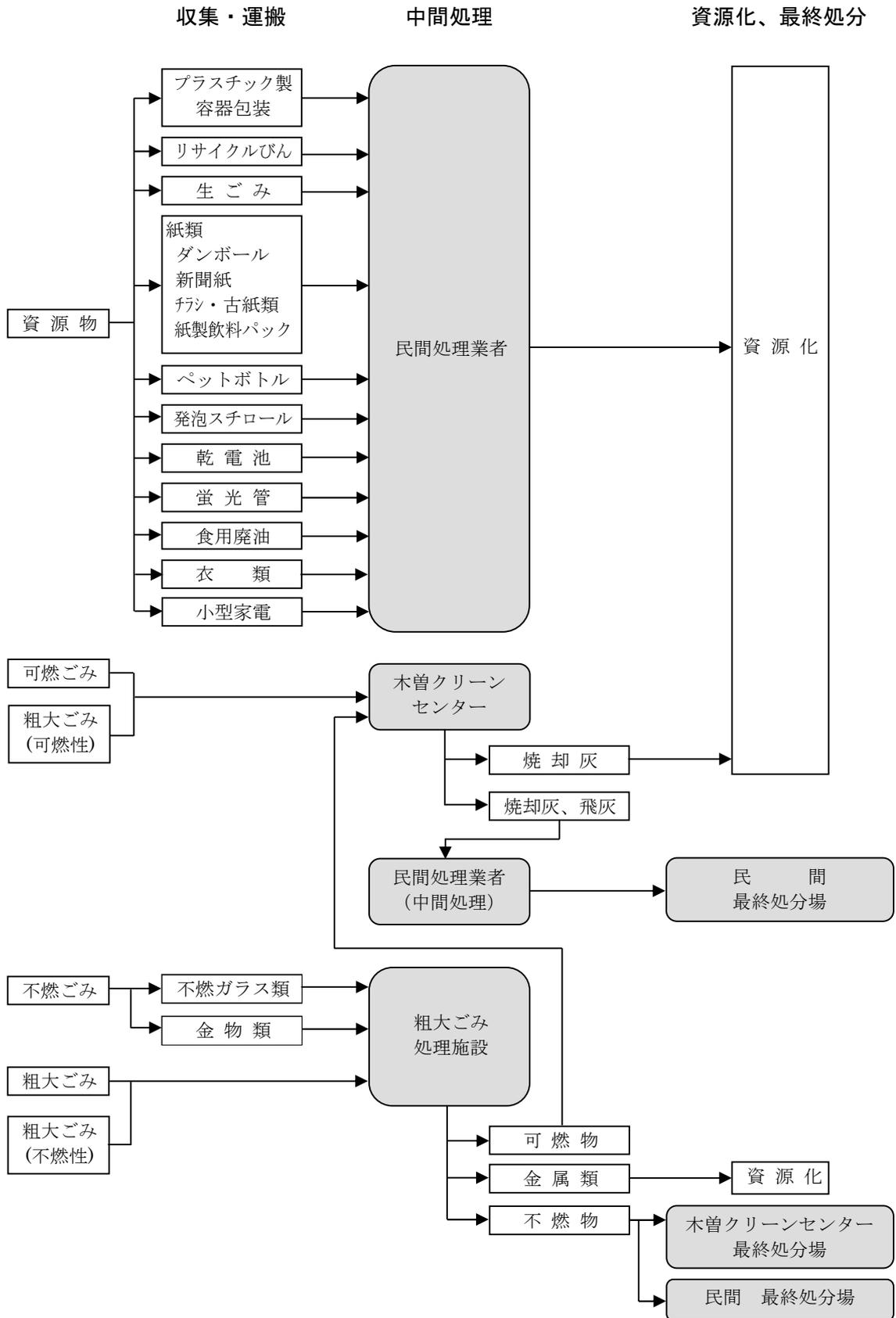


図 6.6.1 木曽広域連合のごみ処理体制

## 第7節 そのほかの計画

### 1. 不法投棄ごみ対策

本広域の構成6町村の全てで「ポイ捨て禁止条例」が制定されており、不法投棄パトロールなどの施策により、不法投棄の対策が行われている。本広域では、町村及び警察との連携により、不法投棄対策を行う。

### 2. 在宅医療廃棄物等

#### 1) 在宅医療廃棄物

一般廃棄物である在宅医療廃棄物の処理計画を、表6.7.1に示す。

在宅医療廃棄物のうち、注射針などの鋭利なものについては、医師会の協力の下、連携して処理を行っていく。鋭利でなく感染性のない可燃物、不燃物については、適正な排出方法により通常のごみとして処理を行う。

表 6.7.1 在宅医療廃棄物処理計画

	処理対象物	排出方法	処理の方法
通常のごみとして出せるもの	【可燃性のもの】 ・蓄尿バッグ、カテーテル類などのプラスチック類	直接触れること、飛散することがないように梱包し、可燃ごみの指定袋に入れごみステーションに出す	木曾クリーンセンターで焼却処理を行う
	【不燃性のもの】 ・感染性のない薬びんなど	内容物を除去した上で通常の分別区分に従い出す	通常の分別区分により処理
医療機関に持ち込むもの	【鋭利なもの】 ・注射針、点滴針など	かかりつけの病院、医院等に相談し、処理を依頼する	医師会の協力により処理を行う

#### 2) 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じた、新型コロナウイルスを始めとする人が感染するおそれのある廃棄物を指す。

現時点では、感染性廃棄物のクリーンセンターへの搬入は行われていないが、新型コロナウイルスの蔓延等により処理を要請された場合には、県等との連携の上対応を検討することとし、受け入れについて事前に協議を行う。

感染性一般廃棄物が搬入された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）に基づく方法で処理を行う。

#### 3) 災害廃棄物処理計画

本連合は平成31年3月に「木曾広域連合災害廃棄物処理計画」を策定し、平時の備えや災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策を定めている。

協力支援体制の構築、人材育成や訓練など平時の備えを進め、この過程で抽出された課題に対して計画の実効性を検証し、必要となるフォローアップを行う必要がある。また、災害廃棄物対策の事例等最新の動向に注視し、国や県の方針等が新たに示されるなどの動きにあわせて計画の改訂を行う